(三)　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
(四)　生態系の維持又は回復に資する普及啓発
(五)　前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

○経済産業省告示第四十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十二条の五において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年三月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
青森県電気工事業工業組合	青森県青森市本町二丁目九番十七号	平成二十五年三月十二日
岩手県電気工事業工業組合	岩手県盛岡市下太田榊四十八番地四十四	平成二十五年三月十二日
秋田県電気工事業組合	秋田県秋田市泉南一丁目一番十八号	平成二十五年三月十二日
宮城県電気工事工業組合	宮城県仙台市若林区東七番丁百五十七番地の一	平成二十五年三月十二日
山形県電気工事工業組合	山形県山形市あこや町一丁目五番八号	平成二十五年三月十二日
福島県電気工事工業組合	福島県福島市御山字稲荷田三十一番地の二	平成二十五年三月十二日
新潟県電気工事工業組合	新潟県新潟市中央区上大川前通六番町千二百三番地	平成二十五年三月十二日
愛知県電気工事業工業組合	愛知県名古屋市東区東桜一丁目二番十四号	平成二十五年三月十二日
京都府電気工事工業組合	京都府京都市南区東九条宇賀辺町八番地	平成二十五年三月十二日
香川県電気工事業工業組合	香川県高松市三名町字東原三十番七	平成二十五年三月十二日
愛媛県電気工事工業組合	愛媛県松山市二番町四丁目四番地四	平成二十五年三月十二日
徳島県電気工事業工業組合	徳島県徳島市かちどき橋一丁目四十一番地	平成二十五年三月十二日
高知県電気工事業工業組合	高知県高知市大原町八十七番地の八	平成二十五年三月十二日
福岡県電気工事業工業組合	福岡県福岡市中央区高砂一丁目十八番十四号	平成二十五年三月十二日
佐賀県電気工事業工業組合	佐賀県佐賀市八丁畷町十一番八号	平成二十五年三月十二日
熊本県電気工事業工業組合	熊本県熊本市中央区上水前寺二丁目十六番十六号	平成二十五年三月十二日
大分県電気工事業工業組合	大分県大分市大字片島四百四十番地の二	平成二十五年三月十二日
宮崎県電気工事業工業組合	宮崎県宮崎市下原町二百五十六番地	平成二十五年三月十二日
鹿児島県電気工事業工業組合	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目三番十一号	平成二十五年三月十二日
沖縄県電気工事業工業組合	沖縄県那覇市古波蔵四丁目十二番七号	平成二十五年三月十二日

○国土交通省告示第二百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
池上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛知県西尾市吉良町
友国池上　二二番五　一号
二三番一　二号
三一番　十一号
三八番　十二号
四一番　十三号及び四号
友国道ヶ坂　八三番一　三号及び四号
八三番五　五号
八三番二二　六号
八三番四七　七号
八三番四九　八号
八三番五五　九号
八四番　十号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
青木川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十七年建設省告示第二千六百四十九号で指定した青木川に掲げる土地の区域を除く。）
愛知県岡崎市下衣文町
字越前田　二一番　一号
二六番一　四号
二六番二　五号
字亀ケ原　三〇番一　二号
四六番一　三号
字汗ボ立　二三番六　六号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
岡田洞沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
愛知県北設楽郡設楽町西納庫
字松下　二〇番
二二番から二七番まで
四一番から四一番一まで
字岡田洞　二七番から三〇番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛知県北設楽郡設楽町西納庫
字松下　二八番一　一号、四号及び五号
二七番　二号
二六番　三号

○国土交通省告示第二百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
石原1
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十二年建設省告示第四千六百二号で指定した同号二一に掲げる土地の境界線と平成二十一年国土交通省告示第千四十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県防府市大字真尾
字林　三一一番三　一号
二八五番　三号
字疫神下　一〇一番一　二号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
石原南川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第千四十六号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）
山口県防府市大字真尾
字大景　一一九番一　一号
一一五番　二号
九二番　三号
八二番　四号
七八番　五号
六九番一〇　六号